白井第三小学校区まちづくり協議会 第3回規約検討委員会 議事録

書記:大野 彰

日 時 令和3年6月27日(日) 14:30~16:30

会場 冨士センター大集会室

出席者 委員8名

支援チーム 1名 市民活動支援課 4名

配布資料 ①資料 1 白井第三小学校区まちづくり協議会規約(案)

- ②第3回規約検討委員会 検討資料(210627)
- ③白井第三小学校区まちづくり協議会 組織の概要図(案)
- ④まちづくり協議会の会則例(A、B、C)
- ⑤白井市小学校区まちづくり協議会認定要綱(追加)

司 会 市民活動支援課 保科係長

1. 規約検討委員会の組織図について

前回は体調不良で欠席し申し訳ありませんでした。 本日は岩崎委員が欠席です。 前回の議事録は次回に送ります。

第2回規約検討委員会について

松 岡 課 長:前回は組織の全体を中心に協議をした。部会などの具体的な協議会の方針についてはま ちづくり計画がある程度できた時点で検討をすることで、一部については話をしたがそれは その時に検討することになっている。まちづくり協議会の組織ということで検討を進めた。富 澤副委員長から示された案をもとに検討を進めたが、大きく三つのことを全体で共有の上進 めていくことになった。その一つが本日配布した組織の概要図案(カラー)。一番上に「総会」 が来て、ここには書かれていないが住民の皆さんにしっかりと認識してもらうため「第三小学 校区住民」という思いをしっかりと持つことが重要であるという話が出た。二つ目は「役員会」 でその中には会長1名、副会長2名、理事5名、会計正・副1名ずつ、部会の数は現段階 では未定ではあるが部長 6 名で構成するという案が共有された。事務局長については役員 には入らないが役員会には必ず出席する。広報委員については役員の中に入る必要は無 し。三つ目は「防災部会」について当初の案では特出しとのことで一般の部会とは違ってい たが、他の部会と同様に並列に位置付けようとの意見があったが、「防災」というテーマは第 三小学校区としては重要なテーマであり重要な部会として位置付けをしながら一般部会との 位置付けを行ということになった。「地域交流」「地域環境」「活性化」という部会、そして「地域 活性」「担い手」「環境」という部会が富澤副委員長の案にあったが、これは今後の検討課題 ではあるが部会をドッキングして一にするとの案も出されたがそれは後日、部会の詳細を検 討する際に改めて検証しようということになった。

本日の第3回目の規約検討委員会では部会以外のところを中心に残された部分を検討しよ

うということになった。前回の組織について皆さんからの意見を基にしたものを事務局で資料 にしてお配りしたものが本日のものである。

次の規約検討委員会で部会のことを検討するところまでスケジュールとして確認された。

保 科 係 長:前回の会議のふりかえりをしてもらいましたので本日の議事に入ります。

資料 1 を見てください。 前回第 2 回検討委員会の協議結果を反映させた規約案として本日 資料を用意しました。太字、アンダーライン及び網掛けの部分が前回の規約案から修正され た部分になる。順番に説明をすると、第4条の四角で囲まれた部分は「~すること」と体裁を 統一した。その中の(3)、(4)、(5)では「~に関すること」を追加した。 第 7 条では理事会運 営委員会を役員会とした。「事務局を設置する」の箇所には監事の要件が入っていたが、監 事は第 13 条の(役員会)の項目に、監事は役員であるということから 7 条の(組織)の方から は監事の要綱を抜いた。その代わり事務局には「事務局長1名」と「事務局員1名」を第8条 から7条に移した。第8条の役員は人数を直した。前回には監事が1名となっていたが2名 でよいのかとのことでカッコ書きにした。次に(役員の決定)の部分は文言を整えた関係で網 掛けの通り「会長、副会長、会計、監事及び事務局長は役員会において選出し」という形に なっている。 第 9 条の 2 項の理事については別表1に定められたものをもって充てる或いは 役員会できめるかを協議して頂きたい。第 10 条の(3)は「理事」に直した。(6)については 「会計、資産」の後の「及び事務」を追加。事務監査が必要かどうかの議論をお願いしたい。 (役員会)の13条を「役員会」に直した。第14条の(部会)についてはまだ名称が決まってい ないのと数がまだ未決定のためブランクとなっている。「防災」に関しては富澤副委員長の案 では「特別部会」となっていたためそれを活かして「防災特別部会」とした。もっと良い名称が あれば直して頂きたい。第 18 条では「会計」の文字を追加し「会計監査」とした。ここでは会 計だけではなく事務監査も行うのかについて議論をして頂きたい。第 19 条は名称が変更し たため「役員会」とした。5 ページには前回の会議で話し合った「組織図」を入れこんだ。6 ペ ージは別表1で理事の選出方法によっては不要ではないかということで理事を団体より当て 職的に選ぶのではなく役員会で選任する場合にはこちらの表のようになる。以上が全体会 議からの方針の案を変更したものである。

更に第2条の白井市学習等「共有」施設は「供用」施設に訂正です。そして第3条の(目的)で地域の共通課題の「構築」となっているが「解決」ではないかと支援チームからの指摘があったので、確認をお願いしたい。

- 川上リーダー:これはあくまで前回の議論を踏まえて富澤副委員長の案に修正を加えただけのものである ことを認識頂きたい。
- 保 科 係 長:これは第2回規約検討委員会の協議結果を反映したものでありそれに対する意見は?
- 橋 本 委 員:前回の会議で聞き落したかもしれないが代議員の定数 20 人については何かがあって決めたものか?
- 保 科 係 長:根拠はなく案だけである。代議員の人数についてもここで検討する課題の一つである。これ から規約案の上から順に検討をしていきたい。名称については「白井第三小学校区まちづく り協議会」としてよいかどうか。

川上リーダー:A3用紙の「検討資料(210627)」を使って議論を行いたい。

本資料は富澤副委員長の案をベースにしたものが規約の案として出されているが、「まち協」 等他の地区ではどのようなスタイルで規約を定めているのか比較対照するものがあった方が 検討がしやすいため事務局に用意をしてもらった。今回はすべての条項について入ってい るわけではない。上から順に行くと第1条は名称についての条項である。他のところでもこの 名称が最初の第1条に規定されている。案では「白井第三小学校区まちづくり協議会」(以 下「協議会」)となっている。A、B、C とも名称は異なるがこのスタイルに準じた形になってい る。ここではこの名称が外せないことになっているのか?

- 松 岡 課 長:これについては「白井市小学校区まちづくり協議会認定要綱」がありその第 3 条に「市長は 次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する団体を小学校区まちづくり協議会として認定 することができる」となっている。
- 川上リーダー:市としての意向は「第三小学校区まちづくり協議会」を使って欲しいということであるが意見があれば変えることもあり得る。
- 齋藤 委員:市の中には別の「まち協」があるがそことの差別化について、我々の「まち協」は住民に理解させることが第一の目的である。この二つの「まち協」の混乱が懸念されているが、それは大丈夫か。
- 松 岡 課 長:もう一つは「地区まちづくり協議会」でありこちらの方が古い。市の審議会の方でこの名称を 議題として意見を伺ったが「小学校区まちづくり協議会」も平成 20 年代の前半ごろより使わ れており、異なった名称を使うのではなくそれぞれを「地区まちづくり協議会」と「小学校区ま ちづくり協議会」ですみ分けるという経緯がある。「まち協」という名称だけでは誤解されやす いので「小学校区」をつけることで明確にしている。
- 川上リーダー: これは分かりやすく言えばハード面とソフト面の違いである。「地区まちづくり」は都市計画上のハード面のまちづくりであり、「小学校区まちづくり」は住民主体のソフト面のまちづくりである。 分かりづらいのは指摘の通りである。白井市のある特定地域の開発のため、具体的ルールを定めるため地権者を集めどのようにもっていこうかというのが「地区まちづくり協議会」といわれるものである。
- 齋藤委員:その場合明らかな差別化ができるのか。
- 岡 田 部 長:都市計画の方では必ず「〜地区まちづくり協議会」という名称になっており、私たちのまちづくり協議会ではそこを区別するために「小学校区まちづくり協議会」としており、その違いで区分けはできるものと思われる。
- 保 科 係 長:今この準備会に参加している人達はその区別ができる。「小学校区まちづくり協議会」は全 ての小学校区が対象になってくるものであり全住民に関わってくるが、「地区まちづくり協議 会」はその設立地区のみである。
- 富澤副委員長:「第三小学校区まちづくり協議会」は第三小学校区内の様々な団体に来てもらっている。その中の自治会長を全部入れてやろうという形になっている。そのためここでぶれる必要は無い。この第三小学校区で新しいものを作り皆さんに広報し提案していくため、混同について気にすることは無いと思われる。自治会を単位に動けば難しいことなく啓発していける。新しい名称にするとかえって混乱する。

- 齋 藤 委 員:現在、三つの小学校区で準備会を立ち上げており、今後徐々に増えていくであろうと思われる。
- 松 岡 課 長:参考までに認定要綱の中には「協議会の認定は、1小学校区当たり1団体とする」となっている。
- 保 科 係 長:現在、認知度としては「小学校区まちづくり協議会」の方が上がってきている。富澤副委員長 の説明のように我々のほうから啓発を進めていくことで浸透せざるを得ないと思われる。
- 川上リーダー:第1条の名称はこのままとすることで了承を得たものとする。第2条の「事務所」は富士センターに置くことで関係各所の了解を得ている。他との比較を見た場合、A 案では第5条、B 案では第3条、C 案では第24条となっている。その理由は規約作成の場合、最も重要な内容を始めに持ってくるのが通常のパターンである。A案では第2条が「目的」、B案も「目的」。C 案は「区域」となっている。一般的には「事務所」よりも「目的」が先に来ている。これは全体の流れができた中で再度検討してもらうことでよいと思われる。文言自体は問題ないと思われる。条文については最終的に出来上がった段階で再度確認をしてみたい。
- 松 岡 課 長:事務局より規約を詰めていくうえでのポイントとして、以前白井市小学校区まちづくり協議会の認定要綱を役員会議で配布したが、これは認定要件を示したものである。現在我々は認定要件を満たしていくための準備を進めている。その第 4 条に「関係書類を添えて、市長に申請する」となっている。その書類としては(1)規約、(2)議案書及び議事録、(3)名簿、(4)組織図、(5)計画等があり、これらの書類をもとに第 3 条の認定要件を満たしているかどうかについて市で確認をすることになる。従ってこれらを規約の中に盛り込んでいくことが必要になる。
 - 第3条の(1)で「概ね小学校区を活動地域としていること」となっており、これが富澤副委員長案の第4条にあたる。(2)では「地域の市民自治組織、各種団体、個人、事業者等の多様な主体で構成し、相互の協力・連携のもと、地域が主体となり、地域の課題解決や魅力創出に向けた事業に計画的に取り組んでいること」が要件。(3)は「地域に在住、在勤、又は在学する個人、地域で活動する団体、地域に事業所を有する事業者等に参加の機会が保障されていること」、(4)は「民主的で透明性を確保した運営を行うために必要な事項が規約にさだめられ、規約に基づき団体が適正に運営されていること」、(5)は「活動が特定の個人や団体の利益に寄与するものでないこと」、(6)は「小学校区まちづくり計画を策定していること」になっている。これらを網羅し、必要なことを規約の条項の中でそれらをうたっていく事である。これらを念頭に各条項を検討して頂きたい。
- 川上リーダー:今の(認定要件)第3条をみると1項目が「まちづくり協議会としての認定できること」としてこれがまちづくり協議会の第1条、第2条が小学校区を活動の地域としていることでこれが第4条の規定する区域にあたる。そして第3条が目的になる。ここで戻って比較になるが、事務所については全体ができたところで何条にするのかを検討するとうことであったが、これを見ると事務所というのは無くて区域が先に来ている。これについては後程検討する。「目的」については第3条になる。保科係長からも指摘があったが「課題の構築」ではなく「課題の解決」となる。「解決」にすると認定要件のところの課題解決がクリアできる。言葉の表現的には「~生活を送ることができるために~」となっているが表現方法を修正した方が良いように思

われる。ここは「A」では「~地域の住民や団体が主体となって~」となっており、「B」では「地域に暮らす住民自らが~」となっている。「C」では「住民がみずからの小学校区の~」となっている。ここに書かれている内容は大体似通っているので表現的に修正を加えればよいのではないかと思われる。

- 福 岡 委 員:協議会の認定要綱の中に地域の課題解決という言葉と魅力創出という言葉があるがあり何 度も出てくるのでその方が良いのでは。
- 島 森 委 員 長:いろいろなワーキンググループでやってきたことは地域の課題を見つけ出して解決するため にいろいろな提案がなされてきた。そのためこれでよい。
- 川上リーダー: 「安心・安全な日々の生活を送ることができるために」の箇所が気になる。この項目を活かすのであれば「安心・安全な日々の生活を送れるように地域の〜」とし、「課題解決を目標」より一歩進んだ「みんなが安心して暮らせる」ところが最終的な目標であると思われる。 或いは逆に、「地域の市民・団体等が連携、協力して、さらに住みよい地域をめざすために、地域の共通課題を解決しさらに〜」としてはどうか。これは解決することを目標にするのか、解決した先に更にこういうことを目指すということなのかによる。
- 岡 田 部 長:目的はあくまでも「住みよい地域をめざしたまちづくりを行うこと」である。
- 川上リーダー:「てにおは」で時間をかけることもできないので事務局で文例を幾つか作っていただくことに したい。
- 岡 田 部 長:第3条では「地域区内の~」、第5条の(2)では「地区内の~」、(5)では「地域内」と文言が バラバラになっているので統一した方が良いと思われるので統一したい。
- 島 森 委 員 長: 文言の使い方については橋本委員からの提案のように事務局で作ってもらって良いと思われる。
- 川上リーダー: 「地域区内」を他の規約の全文の中で統一を図った表現にすることで了解を得たのでそれ については事務局で検討をお願いしたい。

次に第 4 条について、認定条件にもあるが「協議会の区域は、白井第三小学校区の範囲とする」のままとする。第 5 条の事業に関し、網掛けをした個所は事業をやっていくうえで必要であるという考え方という表現となっている。(2)の波線部分は事業ではないので場所をかえて盛り込むかどうかである。この条項は「C」の第 4 条で〈運営の原則〉を条項に掲げ、「民主性の確保」、「参加の公平性」「住民意見の集約」等を掲げている例があるので事業を推進するうえでの具体的な運営方針とかの部分で規定するのであれば入れるのはよいと思われる。(5)のアンダーラインの部分は「地域課題として」とあり、これを解決するのが事業になっていく。他を見ると A、B、C ともにやることをそのままストレートに挙げられている。第三小学校区のまちづくり協議会の規約も事業とすればこういう表現となる。「地域防災」「防犯」「健康づくり」等に関することを分解し項目だけにして事業はこういうことをするというように書けばよいかと思われる。

そういう方向性でよければそれを案としてまとめ、富澤副委員長の案では事業をやるうえで 絶対にこういう考え方に基づいてやったほうがよいという思いを描いてもらっているので、これ を運営方針として別に条分けしてやるか、或いは念頭にはあるが当たり前のことであるので それは一応外しておくという考え方もある。これについての意見はないか。

- 島 森 委 員 長:運営の方針は絶対に必要である。事業の中の第 5 条の(2)は事業ではないので運営方針 の方にもっていくことでよい。
- 川上リーダー: これについては皆さん賛成であるので、事業についてはやることをストレートに表現する案を作ることと、事業の運営にあたってこういう方針で臨もうということを別に条立てするということで案の修正を掛ける。他に抜けていることは無いか?
- 富澤副委員長:一番最初にキャッチフレーズとして「子どもと大人がふれあうまち」を皆さんの思いとして作った。これをどこかに入れる方法がないか。
- 齋藤委員:くるとすれば先頭である。それがありきでこういう規約であるということになる。
- 川上リーダー: 事業やまち協を運営していくうえで必要なところはこういう方針に基づいているということを運営方針に入れればというのが島森委員長の意見。 今後長く関わってくるとキャッチコピーが変わる可能性がある。
- 松 岡 課 長:将来像のキャチフレーズは現段階ではまちづくり計画の期間で最大 3 年間になるが、その中での達成すべき将来像となるので、規約に掲げて 3 年後に将来像が変るということになるとそこで規約をかえなければならない。即ち規約の改正が伴うことも踏まえながらどうするかを検討する必要がある。
- 島 森 委 員 長:規約には入れられないので運営方針のトップにいれておいて 3 年間をやるということではどうか。
- 齋藤委員:キャッチフレーズは会社で言えば社是のようなものである。約款と社是とは異なるのでここに 入れるのは違和感がある。
- 松 岡 課 長:島森委員長の意見のように運営方針に入れるとしても、一つの条項として定めた場合には 規約の中に入ってくるので、具体的なキャッチフレーズという名称が規約の中に盛り込まれる ということになり先程と同じことがまちづくり計画を更新した場合に起こりうる。
- 川上リーダー:全体でまちづくり協議会とはこういうものであるということを作った時に、キャッチコピーを冒頭に入れるとしっくりくると思われる。「構成員」の第 6 条では構成員という表現になっている。「構成員」とか「会員」という表現になっているが中身は同じである。これは A、B、C ではどれも大体は同様である。形的にはこの表現でもよいのでは。
- 保 科 係 長:資料1でカッコがけになっている網掛けの部分について、確認をして頂きたい。
- 川上リーダー:資料1の第7条は組織についてであるが別紙で用意したものを見れば良くわかる。
- 富澤副委員長:それを見ながら検討することで第7条、第8条がすべて入ってくる。
- 保 科 係 長:第7条の3項に関しては、前回の会議で事務局は役員会の外側であったので第8条の役員から除いて事務局の部分に関しては第7条に持ってきた。
- 川上リーダー:第7条の1項は協議会の構成で図から行くと総会、役員会、部会で構成となる。協議会に 事務局を置くについては2項で協議会事務局を置くとなっている。3項では「事務局には事 務局長1名と事務局員1名を置く」となっているが、事務局を置くとその中の構成をわざわざ 規約の中にうたう必要は無いのではないか。入れると後で動きがきかなくなる可能性がある。 従ってあえてこれを規定する必要は無いのではないか。会議には必ず事務局長は出ること になっているため、なくても大丈夫であると思われる。
- 保 科 係 長:第7条の3項は無しとする。

- 川上リーダー:第8条の役員について、他を見ると三小の場合は会長1,副会長2,会計2、理事5、監査1となっている。Aでは会長1名で副会長が若干名、会計が1名となっている。事務局長は1名で会計監査が2名である。Bでは会長1名、副会長2名、局長1名、会計1名、監事1名である。会計監査は一般には2名である。通常の場合、運営は役員会・総会で承認されているため間違いはない。
- 齋 藤 委 員:業務監査と会計監査になれば扱う金額に関わらず 2 名の方が良い。総会の資料作成にあ たって数字だけの監査だけではなく運営に関する監査であれば 2 名あってできると思われ る。
- 川上リーダー:規定の仕方だと思われるが、監事という場合まちづくり協議会に関する監査業務を行うので 数字と運営と両方を見ることになる。
- 保科係長:第10条で役員の職務がうたわれている。
- 川上リーダー:ここでは両方となっているので2名に訂正するようにする。他の役員について理事の5名は その根拠はない。
- 橋 本 委 員:人数を決めずに若干名(一般的に2、3名)とすることはできないか?
- 富澤副委員長:部会に合わせてその人数となっているが、部会長の兼務は無い。
- 齋藤委員:会長、副会長もどこかの部会に所属するのか。
- 川上リーダー:通常ではないと思われるが、団体には入らないがまちづくり協議会の活動には興味があり是 非ともやりたいという方が応募して入り、熱心で、この人が会長になっても良いという話になっ た時、その人がどこに入るのかである。一般の団体に所属せずまちづくり協議会に入った方 が会長になる可能性はある。
- 齋藤委員:消防団、PTAはどこに入るのか?
- 島 森 委 員 長:今は理事の人数について話し合っているので、ここにある 5 名にしておけばよいのではないか。
- 富澤副委員長:役員会は最終的な運営の決断をする人の人数であるので、部会の中で部長が出たとすると 5、6名となり、副会長を入れると 10 名ぐらいとなる。その他に理事が何人かいないとうまくない。そのため理事は最低でも5名は必要になる。
- 川上リーダー:今までの意見を纏めると、理事は人数を定めて置いた方が良い。結論から言えばこのままで よい。監事は2名。
- 松 岡 課 長:役員のことで再確認をしたいが、前回の会議で事務局長は役員に入れないとなっている。 A・B・C 案では役員の中に事務局長 1 名が入っていた。再度確認をして入れなければ入れ ないでもよい。
- 富澤副委員長:事務局長は入っておいた方が良いと思っている。
- 齋藤委員:総会開催時、議長、書記を選任する時に事務局長は介在しない。通常の会議で資料を作るのは事務局、総会での資料には事務局は介在しないという考え方になるのか?
- 川上リーダー:事務局員は規定しなくてもよいが、事務局長 1 名という形で入れるようにするか?前回議論 したように役員会には出るが役員ではないという扱いにする。役員と規定すると、役員会に 出た場合に発言権があるということになる。
- 福 岡 委 員:前回決めたことについては、それはそれでよいが、会議には出席するが議決権を持つ立場

ではない。

- 大 野 委 員:前回の会議では事務局長は役員には入らないことになる。しかしながら会議には必ず参加 して資料の説明や質問に対して回答を行うことになっていた。決定するのはあくまでも役員 の皆さんである。
- 保 科 係 長:前回の会議により、第8条では事務局長は抜いたが、第9条、10条ではそれが消されずに 残っている。それは抜くものとする。第10条の7項も抜く。
- 川上リーダー:第8条に規定はしていなくて事務局長を役員会で選ぶと書いておけばよい。
- 齋藤委員:事務局長の職務を明確にする条項が単独で必要。
- 保 科 係 長:事務局の職務と事務局長の選任方法を定めた条項を追加する形にする。第9条では(役員 の決定)となっているが(役員の選任)に修正する。
- 富澤副委員長:会長、副会長、会計、監事は総会で選任するということである。
- 川上リーダー:この主旨は役員会で原案を作成して総会で承認を得て決定するのを文章化していることである。この過程を総会で承認を得なければならない。方法論が問題でそこにもっていくには何をやればよいかである。主旨は分かっているので調整はのちほどとする。
- 齋藤 委員:まちづくり協議会が第一回目のまちづくり協議会の発足の会長、副会長、監事、その他各部会長を選任してスタートさせるところまで行く。今の準備会のメンバーが第1回目の最初の会長と副会長を信任するということである。これでスタートをする。
- 川上リーダー:総会の議案を準備会が作るという認識である。役員を選任するための議案を調整するのが 準備会のやることである。総会で選任されれば自動的に役員会はできる。準備会で設立総 会が無い状態でやるので、今の皆さんが準備会の準備委員としていろいろなものを調整し て設立総会にかけて承認を得て、初めてまちづくり協議会ができてそこで役員会が整うこと になる。ここで選ぶのではなく設立総会にかけるための議案を調整するのが、ここの皆さんの 当面の目標となる。
- 松 岡 課 長:この後まちづくり計画8分野の検討を控えているので今日の議論はここまでとし、今出たものは事務局でまとめ、案を考え提案をさせてもらう。それ以降の第10条、11条、12条あたりから次回検討をさせて頂く。

次回の規約検討委員会の日程として7月11日(日)午後6時半より7時半迄の1時間、まちづくり協議会準備会の全体会を実施しこれまでの中間報告を行う。その後、同日午後7時40分から8時40分迄第4回の解約検討委員会を開催する。資料は事務局より事前に皆さんへ送付の予定。

以上

【確認事項】

川上リーダーより、今回用意した比較事例について、全文あった方が良いかの確認があり、希望する声があったため、次回会議資料として事前送付することとした。